

2017年3月13日
全国港湾16発第101号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)



17春闘中央港湾団交に伴う実力行使の指示

第4回中央港湾団交を3月23日(木)に開催予定しているが、回答に前進がない場合は3月26日(日)始業時から24時間のストライキを実施するよう指示する。

記

1. ストライキ行動について

- (1) 実施日時 2017年3月26日(日)始業時～3月27日(月)始業時迄
- (2) 行動対象 全港・全職種
- (3) 行動内容 就労拒否並びに荷役阻止、及び抜港船などスト破り行為への抗議行動

2. 行動指示

- (1) 各単組・地区港湾は、上記1.の行動を実施すること。
- (2) 上記1.の行動以後の上積み行動にも対応できる準備を行うこと。
- (3) 各単組は、各地区港湾の行動の成功に向けた必要な縦指示を取り組むこと。
- (4) 各地区港湾は、パトロール行動等で抜港船などスト破り行為を摘発した場合、直ちに抗議行動を取り組むこと。また、抜港船の情報は、全国港湾書記局、及び関係地区港湾にも連絡のこと。

<添付> 17春闘中央港湾団交決裂に伴う実力行使の通告

以上